

## 第二次世界大戦後の日本への援助物資

### ーララとユニセフを中心にー

川崎 愛

#### I. 序

1945年8月15日のポツダム宣言受諾によって、日本は他国との戦争を終えた。しかし、生活の窮乏が極まる中で続けられた戦争によって、侵略した他国だけでなく自国も膨大な人的損傷と物的被害を受けた。

本稿では、「木村文書」<sup>(1)</sup>として残されている資料をもとに、敗戦直後の日本へ海外からの援助物資がどのような経緯で何がどのくらい、どこへ送られたのか、またこれらの物資がどこから送られ、一連の作業は誰が担ったのかという事実を把握した上で、それらが戦後日本に与えた影響を考察する。

#### II. 戦後直後の日本の状況

##### 1. 人的被害

1938年に「厚生省」が設置され、初代の厚生大臣は木戸幸一文部大臣の兼務であった。その後、陸軍の推す陸軍軍務局長小泉親彦が大臣になり、厚生行政は陸軍と内務官僚によってすすめられた。背景には、戦争の長期化による兵力の増強と生産拡大に必要な労働力の確保、そのための人口増加と青年の体力強化が不可欠との軍部の意向があった。

1940年には戦力としての若者の育成を目標に「国民体法」が実施されたが、食料事情の悪化のため、徴兵検査では青年の体力は年々低下し、子どもの発育への影響も問題となった。政府は学童の平均身長と平均体重の全国統計をあえて「秘密」事項として公表を禁止した。したがって1940年から1946年までの各年度の全国統計は見ることができず、この期間は点線で結ぶしかないのだが、1939年と1947年を比べると身長は約2.5cm、体重は約1.5kg、戦後の方が少ない。筋は、侵略戦争十五年間の時期に0歳から17～18歳までの年齢であったものは「銃後」の困難な生活環境で、肉体的な成長を大きく侵さ

れ、その回復には約10年前後の月日が必要だった、と結論づけている<sup>(2)</sup>。

次に、戦争による「傷病死者」の数をみていく。

『ララ記念誌』の第一章は「混乱を極めた戦後の窮状」として戦争がどのような被害をもたらしたかを記している。

経済安定本部発行の「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」によると、軍人軍属の被害（陸軍関係の消息不明者は詳細不明のため計上せず。負傷者は傷痕恩給受給者のみ計上）186万4,710名（死亡155万5,308名、負傷行方不明30万9,402名）、銃後の被害66万8,315名（死亡29万9,485名、負傷行方不明36万8,830名）、総被害253万3,025名（死亡185万4,793名、負傷行方不明67万8,232名）にのぼる。

総被害人数の三分の一以上が非軍人軍属であり、その被害のほとんどは空襲によるものであった<sup>(3)</sup>。

## 2. 物的被害

『ララ記念誌』には、人的損害、領土の損失に続いて、衣食住への影響が書かれている。

戦前からあった建築物の25%、家財道具の21%、商品や資材の24%が戦災で失われた。焼失家屋の81%が東京・大阪・神戸・横浜・名古屋及び広島で、大都会の惨状は日本全体の産業及び経済に大きな影響を与え、インフレーションが昂進し、闇物資が横行した。

特に食糧は田畑の荒廃と肥料の極端な不足によって開戦の年（1941年）に比べて終戦の年（1945年）は、米も大麦も小麦も70%しか収穫があがらず、多量に依存していた輸入食料は終戦直後は皆無に近かった。

多くの人が家や親しい人を失い、栄養失調の窮状のなか、衣類も終戦の年には開戦の年の一割に満たない物しか使用できなかった。

## 3. 犯罪率

極端な物不足は治安の悪化をもたらした。

『日本統計年鑑』（昭和二十五年版）を見ると昭和の初年から終戦までは55～70万件的な刑事事件であったのが、1946年に71万4,070件と70万件を超え、1947年には162万4,232件と激増し、1948年は238万1,066件、1949年には255万6,311件と増加の一途をたどり、戦前の約4倍もの犯罪件数となった。

戦前と比較すると、有罪被告者の罪名では特に「強盗」と「窃盗」が急増していて、世相の悪化は著しかった。

## 4. 施設の状況

「我邦十何万の精神病患者は実に此病を受けたるの不幸の外に、此邦に生まれたるの

幸を重ぬるものと云うべし」という呉秀三の有名な言葉（「精神病者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」大正七年）があるが、戦時中、精神障害者は、治療はおろか食料さえ困窮を極めた状態で病院に監禁された。

「国力の発展を阻害すること甚大なる」として、厚生省は結核対策を次々に行った反面、戦力にならない精神障害者への施策は軽視した。

1935年と1941年の両者の病床数を比較すると結核病床は16,000床の増加に対し、精神病床は6,000床の増にすぎなかった。

さらに『厚生省五十年史』をみると精神病院数は1943～45年に大幅に減少している。これは都道府県からの報告数値が不正確であることもその一因であるが、戦火による病院の消失や経営難から精神病床が極端に減少し、極めて不十分な医療体制のまま放置されたことによる。しかし、無差別空襲による「戦争精神障害」や頭部外傷による「外傷性精神病」、関東大震災時にもみられた「恐怖精神病」、誘発後天性精神病が多発し、精神障害者の数は病床の減少に反して増加していった。

精神病院の入院患者について厚生省は「一般人口における死亡率はあまり変化していないのに、精神病院では1938年から死亡者数が急激にふえだし、松沢病院のばあい1945年には年間在籍者数の40.9%に達した。死亡率が一般のそれと同水準に達したのは1955年ごろのことである。1940年ごろは主食は確保されていたが動物性蛋白質は不足しており、1941年から主食は配給制になった」と述べている。その後、主食の配給も全国的に遅配欠配が続出した。病室に閉じ込められた精神障害者は物物交換など闇のルートでの入手ができなため、戦局の悪化にともなう配給量の減少は入院患者の死亡率の上昇に直結した<sup>(4)</sup>。

### Ⅲ. ララ物資

#### 1. ララ物資と被援助期間

ララは、第二次大戦さなかの宗教団体の平和促進運動や開戦時から始まった日系人への救済運動などが発端となった。終戦時の対日感情が多少緩和した1946年6月に、海外事業運営篤志団アメリカ協議会が、特に日本・沖縄及び朝鮮における救済事業を行う特別委員会を設置し、これをアジア救援公認団体（Licensed Agencies for Relief in Asia）と呼び、その頭文字をとってララ（LARA）と略称することになった。これに参加したのは、教会世界奉仕団、米国フレンド奉仕団、カトリック戦時救済奉仕団、救世軍、男子基督教青年会、女子基督教青年会、アメリカ労働総同盟、産業別組合会議、兄弟奉仕委員会、ガールスカウト、ルーテル教会世界救援団、ユニテリヤン奉仕委員会、クリスチャン・サイエンス奉仕委員会の13団体である。

ララの名称に「公認」とあるのは、東アジアの救援に関して、無秩序に行うのではなく、社会学部論叢 第20巻第2号

く、一つだけを公認して、公平、効果的、かつ迅速に救援できるよう特に大統領が公認したことによる。以後、カナダの宗教団体や全米の在留邦人、日系米人が加わり、活動を推進した<sup>(5)</sup>。

1950年3月23日には「日本政府とアジア救済団体との間の契約」がなされた。第一条（目的）、第二条（物資の引渡及び配分の方法）、第三条（日本政府の責任）、第四条（税金の免除）、第五条（法令、予算との関係）、第六条（契約の期間）、第七条（変更）が内容で、内閣総理大臣吉田茂とアジア救済公認団体代表の3名の名前が記されている（1-E-49）。

ララの救援活動は1952年に終わったが、日本の社会福祉施設は、食料、医療等が不足していたので従来の教会世界奉仕団、米国フレンド奉仕団およびカトリック救済奉仕団の3団体（略称CAC）が援助を行うこととなった。その物資の大半は児童福祉施設の児童に配分された<sup>(6)</sup>。

## 2. 援助物資の種類と配分先

厚生省社会局が1948年1月に発行した「日本の生活困窮者へ アメリカから『ララ』物資」には、「継続的に配分する施設」として、乳幼児収容保護施設、児童保護施設、施療結核患者収容施設があり、「最小限給与期間を三カ月として一人一日500カロリー給与することを目途とし十分なる効果を収めるように配分している」と書かれている。

一方、「一時的に配分する施設」は、戦災者・引揚者の収容施設、老人・浮浪者等の収容施設、癩療養所（全国13カ所）、学童給食（東京、神奈川、千葉）、震災（南海）火災（飯田、那珂湊、青森等）による罹災者、六大都市女学校、女子専門学校（衣服、靴）である。

1947年5月31日調の配分状況は、1,353施設、12万9,127人（学童給食及震災地を除く）で、物資は食料品、被服類、靴類、石鹸、医薬品となっている（1-E-3-48）。

1948年5月の全国の国立療養所136ヶ所への食料分配表によると、品目は、脱脂乳、チョコレートミルク、砂糖、缶詰、米粉、マカロニ、ラード、醤油である（1-E-3-31）。

同年6月のララ全体会議の議題には、国立病院への食料分配の他、東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫の虚弱児への食料分配があがっている。品目は全乳、無糖練乳（エバミルク）、砂糖、レーズン、缶詰、米粉、モモ、ラード、飴、塩（1-E-3-34）で、成人対象と虚弱児では乳製品、果物、飴など多少違いがみられる。

1949年の「ララ感謝会」の挨拶原稿にある、それまでに受領したララ物資の数量は以下の通りである。食料7,748トン、衣料1,791トン、薬品46トン、靴その他784トン、山羊1,968頭、乳牛45頭。ララ中央委員会の決定により、このうち食料は1,391か所の児童福祉施設、177か所の高齢者施設、263か所の国立病院及び国立療養所、その他結核病院の計17万人に配られた。衣料、その他の物資の配分は上記の他に母子寮、引揚戦災者寮、

一般生活困窮者、災害罹災者等に必要に応じて400万人以上に分配された（1-E-1-12）。

同年5月24日のララ中央委員会総会では、配分実施報告で、12種類の物が記されている。種子（厚生省、文部省、農林省、ララ委員）、代用毛布及ミシン（試験的に神奈川県へ）、小麦及大豆（東京・大阪・京都の学童給食用を文部省へ）、ガールスカウトキット、タオルキット（全国の母子寮へ）、国立療養所病院向け食料（国立療養所140ヶ所、国立病院112ヶ所）、肝油（北海道、東北北陸7県）、職員用衣料（全国社会事業従事職員）、保育所向食料（全国保育所638ヶ所）、災害地向衣料（北海道、秋田、山形の大火被災者へ）（1-E-3-26）。

1951年の厚生省社会局による「ララ救援物資について」には、「現在迄に受領したララ物資の内容及びその数量」が記されている。ミルク類、砂糖、塩、醤油、油類、缶詰類、菓子等の食料11,000トン、乳児・児童・大人用の衣料2,750トン、布団綿、原反、靴、石鹸、学用品、食器類、ハミガキ、タバコ、その他日用品、医薬品等1,750トン、山羊2,175頭、乳牛45頭。「配分状況」は社会事業収容施設、国立病院、国立療養所、保健所、病院、大学、高等学校、小学校、引揚者、戦災者、開拓者、非常災害の罹災者、その他一般生活困窮者等に配分し、受給者は約1,700万人以上に達している（1-E-2-13）。

施設外困窮者へは、「未亡人調査」等に基づいて都道府県ごとに4グループに分けて、「寡婦」「家族二人以上」に区分し、「未亡人世帯数」「扶養家族数」を算出した上で分配している<sup>(7)</sup>。

同年3月31日現在のララ救援物資の受領状況は以下の通りである（1-E-6-3）。

年度別	受領数量			計
	食糧	衣料	その他	
昭和二一年度	1354 屯	240 屯	63 屯	1657 屯
二二	1896	485	166	2547
二三	3279	969	236	4484
二四	2040	685	139	2864
二五	2379	346	101	2826
計	10948	2725	705	14378

受領数量の最も多いのは昭和23（1948）年で、その後食糧を除いて減少している。

### 3. 物資の送受

「日本に於けるララ救援物資の取扱現況について」には、1946年8月1日にGHQより発せられた「受領並に配分に関する件」に基づいて日本政府が連合軍最高司令官に対して救援物資の全責任を負うと記載されている。

そのため日本政府（厚生省）は、中央に司令部、米国軍を顧問としてララ代表者、日本の社会事業家らを加えたララ救援物資中央委員会を設置し、配分計画、荷卸し、輸送、貯蔵、配分、警備等は関係各省の所管に応じて行うこととした。地方では各地軍政部の

指導，都道府県知事の責任の下に各消費団体に配られた（1-E-1-1）。

物資は横浜港で受領し，横浜港倉庫で保管した上で，各都道府県に輸送された。

1946年11月から1948年1月15日までの入港船は43隻，受領数量は3,382.53トンである（1-E-3-48）。

1948年4月26日付で厚生省社会局長から各県知事宛てに「ララ救援物資配分施設の指導監査に関する件」が出された。別紙に「ララ救援物資配分の監査指導要綱」，「ララ救援物資監査指導報告書」の様式がある。また4月24日付の社会局長から知事宛ての文書には山羊（飼育条件の記載あり）と野菜種子の受領希望施設調査の様式が記載されている。

さらに同日付で，都市居住の一般生活困窮者に衣料を配布するため，「確実な指導者を有し，社会的信用のある団体」で地域に密着して倉庫があり，保管が完全にできる施設を報告するよう要請している（1-E-3-39）。

1950年6月2日には厚生省社会局長から各都道府県知事宛てに「社会事業施設人員調査について」の文書が発信された。施設の収容人数を四カ月ごとに報告する他，「経営上最も救援を必要とし且入手困難なる物資」や，年齢性別ごとの人員調の様式が添付されている（1-E-4-2）。

同日付文書の「災害時におけるララ救援物資の取扱について」では，都道府県知事に被害（全焼，全壊及び流失家屋世帯の）罹災者数1,000人以上に達した場合は，物資の受け入れ準備と罹災者数の報告，物資到着駅を指定して特別配分を申請するよう促している（1-E-4-4）。

## IV. ユニセフ

### 1. ユニセフと被援助期間

1945年12月，国連決議によって戦争孤児や被災児などへの直接の援助や児童保健の向上を図ることを目的として，国際連合児童基金（ユニセフ）が成立した。

1949年8月15日付の「ユニセフ児童救済物資配分計画案」によると，「児童救済物資は，最終的受配者に渡るまではユニセフの所有にかかり，日本政府は当該物資の保管，加工，輸送，配給等の事務の委託を受くるもの」とし，「日本政府は国内に於ける物資需給計画外のものとしてこれを取扱い，ユニセフ及び連合軍最高司令部の指示のもとにこれを処理する」とされた。

また，「厚生省は毎月，受領物資，配分物資，在庫物資に関する詳細を連合軍最高司令部公衆福祉部福祉課及びユニセフ駐日代表に報告するもの」とし，「政府はユニセフの厚意を受配者のみならず，ひろく一般国民に周知徹底せしむるもの」とした（2-A-8-10）。

ユニセフは1955年厚生省児童局との間に，日本における母子保健の向上のため，脱

脂粉乳による母子愛育組織をつくって、翌年から1964年まで250万ポンドの脱脂粉乳を送った。この他、日本に対する主な援助は、①1953年の風水害による被災地（近畿、中部地方等）の児童に脱脂粉乳、および冷害地（北海道、東北地方等）の児童に毛布、②肢体不自由児療育に対して医療器具、関係図書、③奄美大島群島児童に脱脂粉乳、④母子衛生地域組織内の妊婦、就学前児童に脱脂粉乳、⑤1956年の北海道冷害被災地の児童に脱脂粉乳、⑥1959年の伊勢湾台風による被災地の児童に毛布等があげられる<sup>(8)</sup>。

## 2. 援助物資の種類と配分先

前出の「配分計画案」の「配分の基礎及び方法」は以下の通りである。

配分は、満十八歳未満の児童を対象とし、衣料品は第一順位、A. 生活保護法の適用を受けている母子世帯（母子寮の該当世帯を含む）の児童、B. 児童福祉施設（母子寮、保育所、助産施設、厚生施設を除く）の収容児童及び里親に委託中の児童、第二順位、生活保護法の適用を受けている世帯のうち、母子世帯以外の世帯の児童、第三順位、生活保護法の適用を受けていない困窮母子世帯の児童。

ミルクは文部省関係を除く国内八ヶ所のモデル保育所。

配給品目及び数量は、衣料品は一人当たり、男児は肌着一点、ズボン一点、女児はワンピース一点でサイズは大中小の三段階に分類して製作する。児童の数を問わず一世帯一人分とするが、施設については各人毎とする（2-A-8-10）。

1950年4月14日の厚生省児童局「ユニセフ物資について」は原綿、児童給食用の脱脂粉乳及び乳児給食用の全粉乳の配給をどのように実施したか報告している。

原綿は贈与された1,382梱のうち808梱分を製品化し、第一次配給として全国の生活保護世帯の三歳から八歳の児童24万8,710人に対し男児には上下1組とメリヤス肌着上下1組を、女児にはワンピースとメリヤス肌着上下1組を12月中に配分した。残りの574梱は、ほぼ製品化済みで四月下旬から五月の児童福祉週間終了までに第二次配給として生活保護世帯八歳から十歳の児童14万7,869人に同様の配給を予定している。

脱脂粉乳は全国55カ所のモデル小学校の55,000人及び12都市の38保育所の5,000人計六万人を対象として、一人1日50グラムの規準量に政府特配物資を加えて1949年11月から約一年を目標に給食を実施中である。ユニセフよりさらに寄贈されることになった190万ポンドのうち到着済みの70万ポンドは、以下の施設の児童約5万人に前述と同じ基準量で配給給食を実施する。公立小児結核保養所、公私立結核療養所、公私立療育施設、国立癩療養所（未感染児童を含む）、公私立養護施設、公私立教護院（国立を含む）、国立少年院、公私立精神薄弱児・盲ろうあ児施設の児童。都道府県モデル保健所等を通じて指導を受けている在宅結核児童のうち生活困窮で特に保護を要する児童がその対象である。

全粉乳86,649ポンドは東京都他17道府県のモデル保健所担当区域内の乳児約3千人に

対し、10か月間を目標に給食を実施している。

これらの物資は都道府県を通じて無償で配給され、政府及び地方公共団体は物資配給に必要な経費を負担し、関係機関と緊密な連絡をとり遺憾なく実施する(2-A-10-2-b)。

### 3. 物資の送受

ユニセフ児童救済物資の受け入れ及び総合計画は厚生省、原綿で提供される衣料品については原反に製造するのを通商産業省、学校給食用のミルクは文部省に引き渡し、保管、加工、輸送、配給等に要する諸経費は国庫負担で、一切課税しない。

輸入港における保管は、ララ物資を保管している厚生省横浜港倉庫を用いる。政府が行う保管及び輸送の業務は確実な民間業者に委託することも出来る。

鉄道輸送については運輸省において厚生省の要請にもとづき輸入食料、ララ物資等と同様とし優先的に配車する。物資の荷役、貨車への積み込み、荷卸し、入庫、運搬その他輸送の際及び倉庫保管中等は警察官及び鉄道警備員による取締りを行う(2-A-8-10)。

## V. 日本への物資援助の特徴と終息

空襲によって総被害人数の三分の一という非軍人の命が奪われ、焼土と化した田畑では収穫が減少した。戦争が終わり外地からの引揚などによって人口は増加したが、食糧事情は改善されず、特に子どもは肉体的な成長を阻害された。

食糧、衣料、住居、あらゆるものが不足し治安が悪化する中、インフレは進み、人々は闇物資で辛うじて生活していた。自ら闇市に出向くことのできない、精神病、ハンセン病患者や老人など病院や施設の入所者は一層過酷な状況におかれ、それは死亡率に表れた。

厚生省に司令部を置き、米軍顧問(ララ代表)、日本の社会事業家らで構成するララ救援物資中央委員会は、1946年11月に第一船が横浜に入港後、本格的な活動を開始した。

中央や地方に設置された委員会では、適宜、実施計画の検討、調整や報告がなされた。

戦前からの結核対策は引き継がれ、結核患者への物資配分の優先順位は高く、厚生省を中心に文部省、通商産業省、運輸省なども業務を担った。配分は「未亡人調査」、「母子世帯調査」、「社会事業施設人員調査」などを基に人数を把握した上で、一人当たりの基準量を決めて算出し、確実に配布できるよう輸送、保管、責任者など政府の管理下におかれた。

物資は乳幼児や児童の保護施設、施療結核患者の施設、戦災・引揚者、老人、浮浪者、療養所入所者、学校の生徒などへ配分された。その他、震災、火災、風水害、冷害等の罹災者へも物資援助がなされた。

物資の種類で圧倒的に多いのは、脱脂粉乳、砂糖、塩、缶詰、ラード、小麦、米粉、



マカロニなどの食糧で、他に衣服、靴、石鹼、医薬品、学用品、日用品、山羊、牛、種子などが贈られた。

ララ物資の受領数量は1948年にピークとなり、翌年の1949年からはユニセフの支援が始まった。

ユニセフからの物資は、生活保護を受給している母子、児童福祉施設の入所者、結核・癩療養所、療育施設入所者を中心に配分された。内容は衣服にする原綿や給食用の脱脂粉乳、全粉乳である。脱脂粉乳は1964年までの15年の長きにわたって送られた。

敗戦後の食糧難の時代に、ララ物資やユニセフからのアメリカ産輸入小麦と脱脂粉乳によって学校給食は全国に普及した。1955年に設立した特殊法人日本学校給食会は、都道府県の財団法人学校給食会へ、政府が補助金をつけて安く流通させる「学校給食用品目」を供給した。品目は脱脂粉乳からスタートし、国内の米の生産量が増えても政府主導でアメリカ産輸入小麦が用いられ、パンが主食とされた。米飯給食が正式に導入されるのは1976年である<sup>(9)</sup>。

学校給食は、従来のように貧困・虚弱児など対象を限定しない全児童への「普遍的なサービス」で、戦前戦中期の栄養欠乏による発育不良から児童全体の体位向上の一翼を担いつつ、嗜好に変化をもたらした。

## VI. 結

学校給食は1889年、山形県鶴岡町（現鶴岡市）の私立忠愛小学校で僧侶らが貧困対策として食事を無償提供したのが始まりで、その後政府によって「欠食児童」対策として学校給食が奨励され、各地に広がった。戦争で中断後、1946年に当時の文部省、厚生省、農林省から「学校給食実施の普及奨励について」の通達が出され、学校給食は「全児童」を対象に行うことになり、1947年からアメリカの援助による脱脂粉乳や小麦を使った学校給食が都市部から開始された。1954年には「学校給食法」が成立し、「福祉」ではなく「教育」と位置づけられ、アメリカ産輸入小麦を使用したパン、ミルク、おかずの学校給食が制度化され、全国の小中学校等に普及した。

これには、小麦などの余剰穀物をかかえていたアメリカの国家的食糧戦略や「学校給食の実施はパン食等による粉食を奨励することによって従来の米食偏重により生ずる栄養的欠陥を是正し、特にミルクを併用することによって成長期にある児童の発育に最も必要とする動物性たんぱく質・ビタミン・カルシウム等の栄養補給を完全にしようとする」（「我が国の教育の現状 昭和二八年度」1953年、文部省）という当時の栄養学的な考え方が背景にある。日本人の食生活は、学校給食の影響や経済成長にともなって、急速に洋食化し、粉食が普及した<sup>(10)</sup>。

第一次ベビーブームや外地からの引揚げで、人口増加率が2%を越えた1948年の総人  
社会学部論叢 第20巻第2号

口は8,000万人強である。

戦後間もない頃の援助物資は飢餓、栄養失調状態で衣服や住む場所にも事欠く1,700万人以上の人々を中心に国をあげて感謝をもって受け入れられた。

一方で経済復興、発展が進むなかアメリカの援助により続いた脱脂粉乳とパンを主食とした給食は全児童への「普遍的サービス」であるため日本の食文化に影響を与えた。近年の主要穀物の輸入、食料自給率低下の要因の一つは、巧みな嗜好の文化的支配の結果といえるのではないか。「被援助国」の払う代償は続いている。

## 注

1. 「木村文書」とは、敗戦後の占領下から現在につながる社会福祉制度の創設時に厚生省社会局長、引揚援護庁長官・厚生事務次官・日本社事業大学学長などを歴任した木村忠二郎が残した行政内部資料を指す。1から15までに区分された膨大な資料目録は寺脇隆夫によって作成されている。

本稿では、1「社会局関係行政文書資料」E社会局⑤のララ救済物資関係と、2「児童局関係文書資料」A児童局①の児童保護・児童福祉法立案関係の資料を用いて、文末に括弧で目録に従って資料番号を示す。施設種別、単位等は原文通りに使用する。

なお、筆者は「木村文書」の社会福祉制度創設期基本資料集成刊行のための「木村文書研究会」のメンバーである。

2. 筋昭三（2000）『戦争と医療—医師たちの十五年戦争』かもがわ出版、60-66頁
3. 厚生省（昭和二十七年）『ララ記念誌』、3-5頁
4. 前掲書2、88-104頁
5. 前掲書3、19-25頁
6. 厚生省児童局編（1963）『児童福祉白書』児童福祉法施行15周年記念
7. 1948年2月の厚生省の「全国孤児調査」では総数12万3,504人となっている。「狩り込み」によって児童収容保護所や養護施設に保護されていたのは、その10分の1程度であるが、施設外困窮者に「浮浪児」は含まれていない。
8. 前掲書6、143頁
9. 牧下圭貴（2009）『学校給食 食育の期待と食の不安のはざま』岩波書店、10-13頁
10. 前掲書9、27-29頁